

関西労働者安全センター

労災職業病

関西労働者安全センター
2023.7.10発行〈通巻第545号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : https://koshc.jp/



建材メーカー12社に9億4千万円余の賠償命じる 建設アスベスト訴訟大阪2陣、3陣大阪地裁判決	2
石綿救済法による救済はどこまで及ぶか 両親が自営業で石綿ばく露、医証なく不認定	4
激増する転倒災害 急がれる転倒防止・腰痛予防対策強化	7
死ぬまで元気です vol.60 右田孝雄	12
韓国からのニュース	14
前線から	17
時効寸前の労災遺族補償請求、中皮腫死亡の電気工／大阪	

6月の新聞記事から／18
表紙／7月3～6日 建設アスベスト訴訟被告建材メーカー社前行動

建材メーカー 12 社に 9 億 4 千万円余の賠償命じる

建設アスベスト訴訟大阪 2 陣、3 陣大阪地裁判決



関西訴訟大阪 2 陣と 3 陣において（被害者 73 名、原告 129 名）、6 月 30 日、大阪地方裁判所第 16 民事部（石丸将利裁判長）は、被害者 64・原告 104 名に対する建材メーカー 12 社（被告 21 社中）の損害賠償責任を認めて、総額 9 億 4297 万 7827 円の支払いを命じた。

本判決は、1）新たに 2 社の責任を認定し、2）死亡慰謝料額を最高レベルの 2950 万円とし、3）建材メーカーの注意義務始期を 1971 年 4 月 1 日（吹付作業従事者）、又は 1974 年 1 月 1 日（屋内作業者）として他判決より広げた、意義深いものとなった。

原告側は関西に拠点をもち 6 社に対して判決後、社前行動を連日行ったが、被告各

社は不誠実な対応に終始し、被告、原告双方が控訴期限の 7 月 14 日までに大阪高裁に控訴した。

ごく一部の限られた和解を除きメーカー各社は解決に応じる姿勢をみせていないため、全国的な闘いは今後も続くことになる。

2 社に賠償責任初認定

12 社はこれまで有責とされた建材メーカー 10 社（エーアンドエーマテリアル、ニチアス、ノザワ、エム・エム・ケイ、日鉄ケミカル&マテリアル、太平洋セメント、大建工業、日東紡績、神島化学、積水化学）に加えて、初めて、パナソニック（吸音天井板）、日本インシュレーション（保温材）

の2社の賠償責任が認められた。原告がおこなった作業と石綿ばく露実態についての立証の積み上げを裁判所が評価したものと考えられる。

各原告の証言では作業実態とともに、中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚といった石綿疾患の発症経緯、闘病、死亡、普通の生活が奪われた心情、家族の心痛と苦労が詳細に語られた。

そうしたことの結果として裁判所は、被害が予見できながら、利潤追求を最優先して製造、販売を多年にわたって継続した建材メーカーの責任が極めて重大と判断して他の判決に比べて高い慰謝料を認め、(弁護士によると)被告建材メーカーの寄与度割合も高く認定した。

判決法廷で石丸裁判長が時間をかけて、原告らの被害について具体的に説明したのは特に印象的だった。裁判所による「判決の要旨」には次のように記されていた。

「就労が困難又は不可能になり、職の全部又は一部を奪われ、これによる経済的な影響を無視することはできないことはもとより、経済的な不安や、発症するまでに培ってきた職業上の経験や知識を生かして、就労を通じての社会への貢献ができなくなる

ことによる精神的な無念さも計り知れない。」

「とりわけ、手術を受けた被災者における術前の不安、手術及び手術後の身体的・精神的負担や、抗がん剤治療を受けた被災者における副作用に伴う身体的・精神的負担、咳や痰、激しい息切れ、呼吸困難から逃れられないことによる肉体的精神的な苦痛には大きいものがあり、もがき苦しむといってもよい状態の者さえあった。」

連日の社前行動

判決後、原告団・弁護団のよびかけで7月3日から6日、ニチアス、エーアンドエー、大建工業、日東紡績、太平洋セメント(以上、大阪市)、ノザワ(神戸市)の社前デモンストレーションが行われ、関西労働者安全センターからも参加した。法廷外での被告企業に対する明確な意思表示は長期戦においては意味を持つとみている。

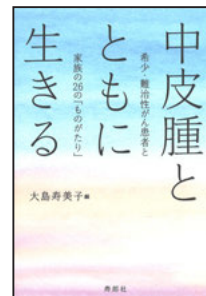
関西では京都2陣控訴審、大阪2陣・3陣控訴審と4陣一審、関西1陣が大阪地裁と高裁で係争中であり、当センターは引き続き積極的に支援をおこなっていく所存である。

中皮腫と ともに生きる

希少・難治性がん患者と家族の26の「ものがたり」

北里学園大学教授 大島寿美子 編

寿郎社
四六版 232頁
本体 2000円+税



石綿救済法による救済はどこまで及ぶか 両親が自営業で石綿ばく露、医証なく不認定

令和4年3月に実施した、石綿救済法の請求期限を直前に控えた緊急ホットラインには、40年以上前にお亡くなりになった方に関する相談が何件か寄せられた。

そのうちの一件、大阪の高橋さんからは、昭和51年に亡くなった母と、昭和62年に亡くなった父に関して、その死が石綿に起因するものではないかという訴えがあった。

高橋さん自身は昭和18年生まれの79歳、2年前に亡くなった昭和13年生まれの長姉、昭和16年生まれの次姉、唯一戦後生まれである昭和22年に生まれた弟との四人兄弟である。幼少期に空襲で焼け出されて、北区にあった池内貿易の土蔵を借りて一家で暮らしていたという。池内貿易はちょうど現在の中之島美術館の北にあり、借りていた土蔵は、1階に土間があるほか6畳一間の簡素な造りであった。

高橋さんの父はもともと高橋運送店と屋号を掲げ、品物をリアカーで運ぶという仕事を行っていた。梱包というのは、預かった商品を目と鼻の先にある梅田貨物駅の貨物に載せる前に自宅で梱包を行い、発車時間まで駅周辺に積んでおくところまでが仕事だが、戦後の治安も良くない時期であ

り、置いておいた商品が持って行かれないよう、高橋家の子どもたちが番をしていた。梱包される前の商品は、池内貿易の正門から土蔵までの通路に並べられていた。

石綿とのかかわりがあったのは、運送事業の方で、当時立売堀にあった極東石綿という建材メーカーにリアカーを持ち込み、麻袋に入った石綿、畳状やカーペット状の石綿建材を極東石綿の倉庫で積み込んで、建設現場に運んで降ろすという作業が週に何度もあった。高橋さんをはじめ、一家総出で一緒に作業をし、みんなで埃まみれになって帰宅した。その埃だらけの服を洗濯してくれたのは高橋さんの母であった。

当時の石綿使用状況について記載された書籍を見ると、「1949年にGHQの許可を受けて戦後初の石綿が横浜港に入荷し、1950年以降、輸入量は増加の一途をたどり、日本の戦後復興と産業発展を支えた」（「職業性石綿ばく露と石綿関連疾患」）と書かれている。高橋運送店もこの地で家業を続け、昭和44年には福島区に居を移してさらに事業を発展させた。

両親の死

高橋さんの母が亡くなったのは昭和51年である。当時69歳であった母の死亡診断書には、直接死因欄に「右血性胸膜炎」と記載されている。先にも挙げた「職業性石綿ばく露と石綿関連疾患」によると、わが国で初めて報告された胸膜中皮腫の症例は、昭和49年の「石綿肺に合併した胸膜中皮腫の1例」（姜健栄 日本胸部疾患学会雑誌）ということなので、それからまだ2年しか経っていない。

父の死はそれから約10年後の昭和60年、同じく胸膜炎に罹患しており、直接死因は胸膜炎を原因とした呼吸不全である。もっとも、死亡診断書によると、胸膜炎の原因は悪性リンパ腫であり、高橋さん自身も父の主治医からがん性胸膜炎と説明を受けていることから、悪性リンパ腫が胸膜に転移した可能性もある。

とはいえ、ふたりとも胸膜炎と診断されているが、これは中皮腫であったのではないだろうか、というのが高橋さんの疑問である。一家で石綿を長く扱ってきたことは間違いない。また、とりわけ母については昭和51年当時に胸膜中皮腫と的確に判断できるような医療上の環境ではなかったと考えている。高橋さんが特別遺族弔慰金請求後、環境再生保全機構へ何度も送った手紙には、毎回のように次のように書かれていた。「『中皮腫』という病名は、普通の医者の中で日常的に使われていたのでしょうか？当時は一般的には肺のレントゲン撮影をして白く映った場合は結核と診断されていたのではないのでしょうか？私でさえ、肺結核と診断され、10か月も会社を退職し

たのですから（今から考えるとあれも石綿肺の初期だったのでは？と思っています）。」

特別遺族弔慰金の請求

相談を受けたときはすでに救済給付の請求期限が迫っており、すぐに特別遺族弔慰金の請求を行った。高橋さんも、弔慰金の支給よりも、両親の死が石綿に起因するものだという確証がほしかった。

請求は書類一枚を提出するに過ぎないが、その後に環境再生保全機構から求められる資料は、これだけ時間が経っていると相当に困難なものが多くなる。労災請求であれば、監督署が調査し、探してくる資料であっても、救済給付の請求ではすべて自ら入手しなくてはならないため、遺族、とりわけ高齢の遺族には重い負担になるだろう。

なかでも高橋さんが途方に暮れたのは、両親の医療上の資料の提出を求められたときである。両親がどの病院に通院していたのか分かっている、すでにその病院がなくなっていたり、数十年も経って記録が残っていないということは十分ありえる。高橋さんの場合も、両親の死亡診断書のみが唯一病態を伝える資料であった。

このことを環境再生保全機構に伝えると、途端に請求の取り下げを勧められるようになった。病理資料がないと中皮腫であると到底認められることはないから、取下げよというのである。その勧奨を突っぱね、他に何かないと探してみたところ、偶然

にも自宅に母のレントゲン写真が1枚だけ見つかった。レントゲンを撮った病院から当時の主治医宛ての手紙が同封されていたことから、思うに専門医を紹介してもらったようである。なお、同封されていた主治医宛ての手紙には、「当方にて胸部X線撮影しましたが、どうも悪性（腫瘍？）の肋膜炎のように認められます」との指摘がされていた。

また、当時の石綿ばく露状況を伝えるために、亡長姉、次姉、高橋さん、弟の4名の胸部CTを提出した。4人とも、幼少期に家業を手伝い、父が持ち込む石綿材や作業服からの間接ばく露のほかには、職業上も環境上も石綿粉じんのばく露歴は認められなかった。にもかかわらず、それぞれのCTから胸膜プラークが確認できるので、直接両親のばく露を証明するものでなくても、当時の状況を説明するためには十分説得力のある資料になると考えた。

不認定の決定

父について医学資料は何も提出できず、母については放射線画像のみ提出できた状態であったが、審査分科会が開催されたのち、両名についても資料不十分という判断になり、再び病理資料の提出を求められた。しかし、今回の追加資料請求については、「当機構から医療機関に対し資料御請求をいたします。請求者ご本人が医療機関に資料を請求する必要はございません」という一文が付いており、高橋さんは「それなら最初から全部そうしてくれていれば」と憤

懣やるかたない思いだった。遺族が一生懸命探さなくても、最初から環境再生保全機構から診療情報等の提供を医療機関に求めればよかったのである。

また、母のレントゲンは自宅にあったもので、これまで通院した医療機関にはいずれも一切資料がないことを確認している。改めて機構から尋ねて、そこから新たな資料が発掘されるものだろうか。

1年3か月の期間を経て、機構の決定は2名とも不認定であった。父については「判定に必要な資料が提出されておらず、中皮腫とは判定できない」、母については「悪性腫瘍を示す所見は認められない。胸水は認められる。中皮腫を積極的に示唆する所見は認められない」と判定票に記載されていた。

高橋さんは「医学的な資料がないから判断できない、と言うのであれば、最初から請求要件に中皮腫であったという医学的資料を絶対条件として掲げておくべきではないか」という。診療ガイドラインが確立された今日、中皮腫と確定診断をするうえで必要な病理検査が鑑別診断のためにも不可欠であることは明らかであるし、闘病中の患者が少しでも安心して療養できる環境を構築するために限られた資源を集中させることも理解できなくもない。しかし、日本の石綿被害の全体像を把握するうえで、高橋さんのような被災者こそ真摯に検討されなくてはならないと思う。高橋さんも、ご自身の考えがどれくらい判断に影響しているのか知りたいと考えている。

激増する転倒災害

急がれる転倒防止・腰痛予防対策強化

政府の対策で歯止めはかかるか

休業4日以上之死傷災害で最も多いのは、「転倒」だ。2022年は35,295人で、全体(132,355人)の26.7%を占めている。2005年以降トップを占め続けている。しかも「動作の反動・無理な動作」(15.8%)とともに、こうした行動系の災害は、著しい増加傾向を示している(図)。

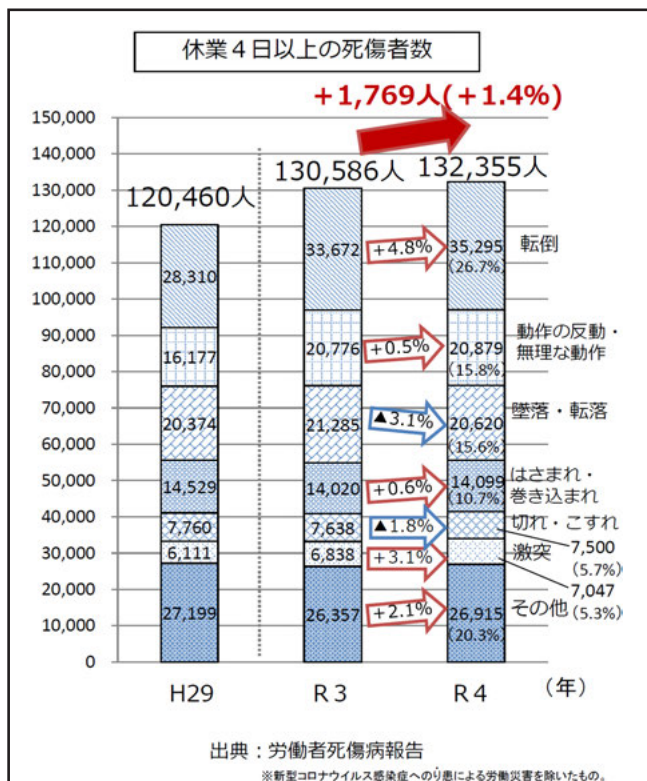
業種別で調べると小売業や介護施設等での増加が大きく、いわゆる第三次産業で増加が著しいことがわかる。そして労働者全体に占める高年齢者の割合が増加していることは、増加に大きく寄与しているのは明らかだ。

4月にスタートした第14次労働災害防止計画でも、行動系災害の防止対策推進が重点対策の一つとして取り上げられているが、本当に政府による対策などによって歯止めをかけることができるのだろうか。ここ数年、厚生労働省はこの問題について、いくつかの取り組みを進め、その経過を公表している。

転倒対策は「指導」から「育成」へ

一つは有識者ヒアリングを実施しまとめた「職場における転倒・腰痛等の減少を図る対策の在り方について【提言】」(2022年3月31日)がある。

提言は次のようなものだ。



●転倒・腰痛等を取り巻く課題や背景要因の的確な把握

転倒・腰痛等の予防対策の普及を効果的にするため、物理的要因や心理的・内的要因なども含む災害情報に基づくリスク要因の深掘りや、災害予防を促進する要因・阻害する要因の把握など、エビデンス等を収集・調査研究すべき。

●企業・労働者の行動変容を促すための情報発信と関係者との連携

- (1) 現状分析とその周知を十分に行った上で、ポジティブなキーワードを用いて転倒・腰痛等予防の取組を推進すべき(安全衛生対策を経営上のコストと捉えている企業にも経営に有効であることを認識・経営に反映してもらうことが必要。)
- (2) 関係機関・関係団体との連携を強化するとともに、周知啓発に協力してもらえる専門家を育成・活用することが必要である。
- (3) 行政機関の意識を「指導」から「育成」にシフトしていく意識改革が必要。

●企業、労働者、関係団体の主体的な取組の促進と、必要な制度等の見直しと新たな切り口による取組

- (1) これまでの行政における取組状況と効果を検証し、転倒・腰痛予防対策を効果的、実効的に推進するために、効果のあった取組については継続しつつ、低調なものについては見直しを推し進めるべき。
- (2) 現場の実態に即した、企業の主体的取組による災害予防の取組や効果の高い予防対策が促進されるよう、安衛法令を

はじめ現行制度の見直しを検討すべきではないか。

- (3) 企業の自主的な取組を促進させる支援、インセンティブ制度を拡充させるべき。
- (4) 具体的かつ効果的な普及啓発の在り方を検討し、推進していくべき。
- (5) その他

労働安全衛生法にもとづき、事業者に義務付けられた災害防止のための措置を中心に据えた、厚生労働省の施策について、そもそものところから検討が必要なものが含まれる提言といっていよう。

たとえば、労働安全衛生法第24条は「事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」としているが、これをやれという具体的な措置は省令でも示していない。第20条で「次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。」として、省令で様々な機械や設備などについてとるべき措置を規定しているのとは大きく違う。

かろうじてそれらしい省令としてある労働安全衛生規則第544条（作業場の床面）は、「事業者は、作業場の床面については、つまづき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。」となっている。これ以上の表現はしようがないだろうが、やはり具体的な措置義務を読み取りにくい。

また、行政機関（労働基準監督署）の意識を「指導」から「育成」にシフトしてい

く必要というのはどうだろう。たしかに個々の職場の状況に対する取り組みとしてはリスクアセスメントの手法の取入れは、指導より育成ということになるだろう。

具体的な「措置」とは 多岐にわたる転倒・腰痛対策

そして厚生労働省はこの提言に引き続く形で、2022年5月13日に「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」を設置した。同年8月30日まで4回の検討会を開催し、中間的なまとめとして「検討事項の中間整理」を公表しているのので、その全文を紹介する。(後掲)

この中間整理によれば、スマホでの報告を可能にするなど労働者死傷病報告の仕組みの大幅な改善により、対策強化につながることや、モジュール化した動画も活用した安全衛生教育など、従来の安全衛生行政の手法にとらわれない方法の活用も提案されている。また、高年齢者の転倒による骨折災害など、療養休業期間の長期化により、事業経営自体にも影響を及ぼす状況について見える化を図ることなど、これまでの施策で何ら取り組みがなされてこなかった点についても多く言及するものとなっている。

また、この検討会は、継続して行われることとされており、転倒対策についての措置義務の具体的内容の提示方法などは今後の課題とされている。

さらに、安全・衛生委員会等についても、

設置義務のない事業場の安全衛生管理の在り方についても、労働者の声をより反映しやすくする観点から引き続き検討するとしている。

10月10日(10ヶ月10曜日)は日本転倒予防学会が制定する「転倒予防の日」だそうだが、転倒激増の現状からすると、記念日?もあながち笑い話とはならない。とりあえずは、この中間整理で打ち出された施策の具体化と、さらに検討会の議論の進捗に注目したい。

転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会

検討事項の中間整理

令和4年9月27日

1 検討会の趣旨・目的、開催状況等

(1) 検討会の趣旨・目的

国は、第三次産業における労働災害防止対策を第13次労働災害防止計画における重点事項の1つに位置付け、その推進を図ってきたところであるが、計画期間中を通して労働災害は増加しており、特に増加が顕著な小売業や介護施設等を中心に、その対策の見直しが喫緊の課題となっている。中でも大きく増加している「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった作業行動に起因する災害については、骨折や後遺症を伴う重大なものが散見される、対策が重要な災害である一方、その発生メカニズムは労働者の個人要因の影響も大きいため、従来型の災害と同様の対策では、十分な成果を挙げることができていない状態にある。このため、関係者や有識者の参画を得て、転倒防止・腰痛予防対策の在り方及び具体的な対策の方針について、規制の見直しも念頭に置いた検討を行うこととする。

- (2) 検討会構成員《略》
- (3) これまでの開催状況《略》

2 これまでの検討結果

以下の取組について、次期労働災害防止計画の内容として位置付けて進めていくべきである。ただし、(3) ア及び(4) アについては、その在り方等について本検討会において引き続き検討を行うこととする。

(1) エビデンスに基づいた対策の推進

転倒・腰痛等の予防対策の基礎となる課題やニーズを的確に把握し、エビデンスに基づいた対策の推進のため以下の取組が必要である。

ア 労働災害統計の基となる労働者死傷病報告（以下「報告」という。）について、デジタル技術の活用により、災害が発生した状況、要因等の把握が容易となるよう見直すべき。具体的には、スマートフォン等でも「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から直接、電子申請が可能となるよう必要なシステム改修を行うことにより、報告は原則として電子申請とし、報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等をより一層推進すべき。

イ 厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携の下に、上記アによって収集した情報の分析や、転倒や腰痛の発生・予防と密接に関係がある分野の研究者との連携も含め、必要な体制を構築した上で、転倒・腰痛の減少を目的とする調査・研究を総合的に推進していくべき。

ウ「労働安全衛生調査」等も活用して、報告のみでは収集できない情報（事業場における取組、労働者の意識に係る情報等対策に必要な情報）も収集・分析していくべき。

(2) 安全衛生教育の在り方、関係者の意識改革

小売業や介護施設をはじめとした第三次産業では、人手不足により業務多忙が常態化しているこ

と、顧客や利用者への対応が最優先とされる慣習があること等から、労働者への雇入時教育等の安全衛生教育が適切に実施されているとはいえない実態がある。また、転倒や腰痛は、重篤な災害ではないという思い込みの広がりや、日常生活でも発生し得る災害であることから、事業者や労働者が職場の問題として対策に取り組む必要性の認識が低い傾向にあるため、事業者や労働者の意識改革を図り、取組の動機付けとなるよう、以下の取組が必要である。

ア 労働者への雇入時教育等の安全衛生教育やその責任者への教育については、一定時間の座学等の既存の手法にとられず、教育内容をモジュール化して短時間の動画にして、アプリ等も活用して短時間で効率的・効果的に教育を行うことができる方法を提示するなど、業界の実態や就業者の特性も踏まえたものにしていくべき。なお、新たな教育ツール等の作成に当たっては、行政においてこれまでに様々なツールを作っているものの活用されていない理由（業種のみスマッチ等も含む）も分析した上で作成する必要がある。

イ 転倒・腰痛災害による経済的損失等の「見える化」を図り、企業や業界にとって経営上対処すべき課題であることとの認識が深まるよう取り組むべき。その際、労災保険の情報を基に実休業日数等についても「見える化」を図るべき。

ウ 単に転倒・腰痛等の労働災害の防止が事業者の責務であることにとどまらず、取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることも事業者に訴求していくべき。

エ「健康経営」等の関連施策と連携し、具体的取組メニューの提示と実践に向けた支援等を図ることにより、企業における転倒・腰痛対策の促進を図るべき。

オ 取組が進むよう、ナッジの活用等行動経済学的手法を取り込んでいくべき。なお、労働

基準監督署は指導だけでなく、企業の自主的な取組を支援する存在であるべき。

(3) 業種や業務の特性に応じた取組

転倒・腰痛等の防止のための具体的な手法等を定め、労使による取組を促進していくため、以下の取組が必要である。

ア 転倒災害防止のため、転倒から被災に至るまでのメカニズムに着目し、それぞれの段階におけるリスクの見える化とそれを踏まえたハード・ソフト両面からの対策等、事業者が講ずべき具体的措置の手法を明示すべきである（労働安全衛生法第24条に基づき、労働者の作業行動に起因する災害の防止を事業者が義務付けている一方、具体的な内容について厚生労働省令で示されていないという点や、労働安全衛生規則第544条に基づき、作業場の床面については「つまずき、すべり等の危険のないもの」とすることが規定されているが具体的な内容までは示されていない点なども踏まえ、その具体的方法については、本検討会において引き続き検討する。）。

イ 転倒・腰痛災害防止のため、事業者が労働災害防止対策に取り組む必要性や意義の説明に加えて、小売業や介護施設をはじめとする第三次産業において取組が進んでいない基本的対策を、業界の実態に応じ、事業者及び労働者が理解して取り組める形（例えばチェックリスト等）でとりまとめて周知することで、取組の定着を図っていくべき。

ウ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策については、積極的に普及を図るべき。

エ 腰痛予防のため、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育等の取り組むべき対策を示した職場における腰痛予防対策指針があるが、効果的な対策を講ずるために、腰

痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、事業者や研究者の協力を得つつ発生要因をより詳細に分析し、効果が見込まれ、かつ実行性がある対策を選定すべき。あわせて、事業者等の協力を得つつ実証的な取組を行い、効果が得られた対策を積極的に周知・普及していくべき。

オ 転倒防止のため、滑りやつまずき等を防ぐよう、まずは段差の解消や清掃などの基本的な取組を徹底した上で、既存の技術で開発が可能なものにもかかわらず第三次産業向けの開発が進んでいない器具や設備等の開発促進・普及を図るべき。あわせて、転倒・腰痛予防に資する新たな技術・テクノロジーについても調査し、職場での普及を図っていくべき。

(4) 職場における対策の実施体制の強化

小売業や介護施設においては一般に、必ずしも店舗や施設といった事業場単位で安全衛生管理を行う環境が整っていないことや、シフト制により業務に従事する労働者が多い実態等を踏まえ、実効ある安全衛生管理の確保のため、以下の取組が必要である。

ア 現行の安全・衛生委員会等に加えて現場の労働者の声をより反映しやすくする補完的な取組や、企業全体として安全衛生水準を向上させようという事業者を後押しするため、安全・衛生委員会の設置義務のない事業場の安全衛生管理の在り方について検討すべき（本検討会において引き続き検討する。）。

イ 職場における対策の効果的な推進のため、労働局における「+Safe (SAFE) 協議会」の枠組により自治体の健康増進事業等と連携した取組を推進すべき。あわせて、自治体によっては「ノーリフトケア」等に取り組む介護施設等優良事業場を公表し、安全衛生水準の底上げを図ることで人材の確保につなげているところがあるため、そのような好事例の展開を図るべき。

(13 ページにつづく)

死ぬまで元気です

Vol.60 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。お元気ですか？

私はおかげさまで先月新型コロナに感染してしまいました。その後遺症で現在も咳き込んだら止まりません。なのでやっぱり酸素ボンベは欠かせません。先日も東京の銀座へ中皮腫サロンに参加するために酸素ボンベを持って行ったのですが、もう重くて重くて。帰るころには疲れ果てていたのか、新幹線ではずっと寝てしまっていました。

毎年7月は中皮腫啓発月間ということで、銀座でのサロンを1日に開催してから毎週イベント尽くしです。ちょうどこの記事を読んでもらえる頃には、半分以上が終わっているかもしれませんが、22日(土)には兵庫医科大学と中皮腫サポートキャラバン隊の共催で市民公開講座を開催します。現地で視聴されても動画配信で視聴されてもいいです。詳細はネットで「みぎくりハウス」を検索してください。

そして、29日(土)は「みんなで相談 Q&A 悪性腹膜中皮腫」があります。こちらは完全オンラインなので全国のどなたでも申し込みさえすれば視聴できます。国立がん研究センター中央病院の下井先生、愛知がんセンターの安藤先生が腹膜中皮腫のことについて皆さんからの質問に答えてくれま

す。今年は例年以上にたくさんのイベントを企画してしまい、そのおかげで私も結構てんてこ舞いです。それなのに特別企画「ミギえもん & Dr. ハシモトの中皮腫のこと教えてください」も毎日配信しています。こちらは兵庫医科大学の橋本先生と私で1日10～20分程度で中皮腫のことをできるだけ知らない方に合わせた内容を7月の平日に1話ずつYouTubeにて配信するものです。こちらは、内容を検討して、橋本先生が資料のスライドを忙しい合間に作成し、それを二人で収録して、私が素人なりに編集して配信しています。なので、橋本先生の仕事や都合などを調整した上で収録するのでなかなか大変です。この企画もあと少しですが、「みぎくりハウス」で検索すればいつでも視聴することができます。

また、ほっこりした写真やクスッと笑える写真、面白い写真をInstagramに「#中皮腫啓発月間」を付けて投稿してく



ださい。中皮腫啓発月間を通して皆さんが参加できるこちらも特別企画になっています。すでにたくさんの方のほっこりする写真が集まっていますので、よかったらインスタグラムを見てください。

中皮腫啓発月間が終わったら、どこかでゆっくりしたいと夢を見ているのですが、私はやはりまだまだ元気でいたいと思います。なので、早くこの咳止まってくれませんかね。

お申し込み方法

「中皮腫サポートキャラバン隊」のHPよりお申し込みください

みぎくりハウス



☎ 0120 310 279



(11 ページよりつづく)

(5) 労働者の健康づくり等

転倒災害や腰痛などの労働災害は、事業者が適切な作業環境を確保し、適切な作業方法を定めることにより、その発生リスクを低減させることが第一であることはいままでもないが、これらの災害は、加齢による筋力低下や認知機能の低下、焦りや注意力の欠如等個々の労働者の心身の状況が大きく影響しており、労働者ひとり一人が事業場における取組や地域における取組も活用しながら心身の健康の維持・向上に努めていくことが重要である。このため、国として以下取組を進めることも必要である。

ア 労働災害防止のため事業場において理学療法士等も活用して労働者の身体機能の維持改善を図ることは有用であり、国はそのための支援体制を拡充すべき。

イ 若年期から運動やスポーツを通じて筋肉量や持久力などを維持していくことが必要。このため、スポーツ庁（「Sport in Life プロジェクト」等）と連携してスポーツの習慣化を進めるべき。

ウ 労働者自身による健康状況の継続的な把握と、骨密度、「ロコモ度」、視力等の転

倒災害の発生に影響するリスクの「見える化」により労働者の健康づくりを促進すべき。その際、自治体・保険者等が提供する健康増進事業等の活用を促し、ヘルスリテラシーを高めるなどの方法も考えられる。

(6) 中小企業等事業者への支援

労働力の更なる高齢化を見据え、身体機能の低下を補う設備・装置の導入等について、中小企業等事業者を国が引き続き支援していくべき。



韓国からの ニュース

■すべての安全を守る「生命安全基本法」を制定しなければ

安全に関するすべての人の権利と国・地方自治体の責任を明文化する一方で、安全事故に対する独立的な調査機構の設置、「安全影響評価制度」を規定する生命安全基本法の制定に向けた汎国民運動本部の「生命安全基本法制定に向けた市民同行」（生命安全同行）が発足した。

生命安全同行は31日、ソウルの韓国キリスト教会館で記者会見を行い、「生命安全基本法は『すべての安全を守る法』」だと説明した。兩大労総と4・16連帯、生命安全市民ネットなど、40余りの災難・労災の被害者団体と宗教・労働・市民社会団体が参加する。

生命安全基本法は、危険に対する知る権利の保障、被害者の人権と権利の保障、市民参加、追悼と共同体の回復、被害者の侮辱禁止、などの内容も含んでいる。しかし、制定案が発議されてから2年6ヵ月間、常任委の行政安全委員会できちんと審議されていないのが実情だ。



記者会見の参加者たちは、「生命安全基本法があれば梨泰院惨事を防ぐことができたのではないか」という悔恨と悲しみに満ちている」として、「生命安全基本法の制定をこれ以上先送りすることはできない」と強調した。2023年6月1日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■「安全措置を執らずに労働者死亡」前仁川港湾公社社長に実刑判決

2020年に仁川港の閘門で40代の労働者が墜落死亡したことに関連し、当時安全管理を怠った疑いで起訴されていたチェ・ジュンウク仁川港湾公社前社長(56)が、裁判所で実刑を宣告されて法廷拘束された。裁判所は仁川港の閘門では2016年と2017年にも墜落死亡事故が発生し、事故発生の8日前にも災害予防の専門機関から墜落事故発生の危険を指摘されたのに、前社長が安全措置を執らず、死亡の責任も下請け業者に押し付けたと判断した。

仁川地方裁判所は7日に開かれた判決公判で、産業安全保健法違反の疑いで起訴されたチェ前社長に懲役1年6月を宣告し、法廷拘束したと明らかにした。検察は結審公判で懲役3年を求刑していた。同じ容疑で起訴された仁川港湾公社に罰金1億ウォンを、産業安全保健法違反と業務上過失致死の疑いで起訴された閘門修理公社の下請け業者代表のA氏(52)にも懲役1年を言い渡した。

当時、閘門の上で修理工事をしていたBさん(46)は、H鋼を下げる作業をしていたところ、18m下の床に墜落して死亡した。

仁川港湾公社は仁川港の閘門修理工事を22億ウォンで発注し、A氏が代表である民間業者が受注した。裁判所は、チェ前社長は事故が発生した閘門修理工事の施工を総括管

理する産業安全保健法上の事業主に該当すると判断した。2023年6月7日 京郷新聞
パク・ジュン Chol 記者

■百貨店・免税店労働者、依然として顧客トイレは使用できない

仁川国際空港にある免税店で働くAさんの職場は2階だが、2階のトイレではなく、地下階にあるトイレを使わなければならない。2階のトイレは「顧客用」だというのが理由だ。免税店は入店業者に、「顧客用トイレの使用を自制して欲しい」と要求している。

デパート・免税店の販売労働者の顧客用トイレの使用を自制・禁止する行為は違法行為だという雇用労働部の行政解釈にも拘わらず、労働者の10人中3人近くは、依然として顧客用のトイレを使えないという調査結果が出た。

デパート免税店販売サービス労組は、討論会でこのような内容の実態調査結果を発表した。調査はデパート・免税店の販売労働者3456人(無労組1180人、有労組2276人)にオンライン方式で行い「働く市民研究所」が、回答結果の有効回答の2472人分を分析した。

調査の結果、労働者の34.7%は、顧客用トイレの使用自制を会社から勧告されたことが判った。使用禁止を通報された労働者も25.5%になった。6.9%は顧客用トイレを利用して不利益を受けた経験があった。顧客用トイレを何の制限もなく利用できると答えた労働者は、48.7%に過ぎなかった。2023年6月12日 毎日労働ニュース ナム・ユンヒ記者

■給食労働者労災特別法を発議、単一職種で初の労災予防法

2030年までに教育部長官と教育委員長が、給食労働者の労災予防計画を樹立し、管理するとした特別法が発議された。

公共運輸労組教育公務職本部と「共に民主党」カン・ドック議員は12日、国会・疎通館で記者会見を行い、「学校給食従事者の調理時の有害物質による労災予防に関する法律案」の発議を公表した。カン・ドック議員は9日、74人の野党の国会議員と共同で法案を発議した。

3月14日、教育部が初めて「学校給食室調理環境改善方案」を発表した。2021年2月に初めて給食労働者の肺がんが労災として認められた後、満二年目に出された対策だ。しかし労働界は、根本的な対策が足りないとして批判してきた。ソウル・京畿・忠清北道地域に対する検診の結果は発表もされていないだけでなく、換気施設に対する政府レベルの全国共通の基準などもないと指摘された。

今回の法案は、教育部長官と教育委員長が、労災予防計画を、体系的で長期的な観点で樹立するようにした。教育部長官は7年を計画期間とする給食労働者労災予防のための目標を設定する計画を樹立しなければならない。長官は年度別に労働条件改善目標値を設定し、外部から基本計画達成の可否を評価されるようにした。評価団は、労組、職業環境医学専門医、学生と保護者などで構成される。教育委員長も、長官が立てた計画に従って、地域の環境に合った細部計画を立てる義務を負う。法案には、油を使った調理の過程で発生する調理ヒュームなどを「労災発生有害因子」と明確に規定し、ばく露の最小化のための対策を教育部長官が用意するという内容も盛り込まれた。2023年6月13日 日労働ニュース チョン・ソヒ記者

■「マンションの『蒸し風呂』警備室にエアコン100%設置」／住民発議の条例が全国で初めて成果

大徳区共同住宅労働者(警備労働者)の人権増進と雇用安定に関する条例改正運動本部は「大徳区共同住宅労働者の人権増進と雇用安定に関する条例」に基づき、大徳区の300世帯以上のアパートで、エアコンがないすべての警備室にエアコンを設置することになったと発表した。該当の条例は昨年12月、住民2826人の発議で改正された。

警備労働者のためのエアコン設置などが住民の発議で地方自治体の条例とされ、これを土台に、実際に労働条件の改善に繋がった事例は今回が全国で初めてだ。

この条例には、共同住宅の労働者のための基本施設(警備室の冷暖房施設、休憩空間など)を設置するために、入居者代表会議が地方自治体に補助金を申請する場合、優先的に支援するとされている。

大徳区地域の300世帯以上のアパートの中で、警備室にエアコンがない4つの団地が、大徳区アパート施設支援事業に、冷房機施設への支援を申請した。大徳区はこれらのマンションを全て支援対象に選定した。近々4つの団地の42ヶ所の警備室と2ヶ所の警備員休憩室に冷房機(エアコン)28台と冷暖房機16台が設置される。

運動本部は「エアコン設置は警備労働者の労働環境改善の一部」で、「これからは大徳区が本予算に関連予算を編成し、持続的に彼らの労働環境の実態を把握して、健康調査など多様な事業計画を樹立すべきだ」と話した。2023年6月22日 京郷新聞 ユン・ヒイル専任記者

■20代のエレベーター整備士が残したメー

ル／「一人で作業するのが大変だから助けて欲しい」

25日、雇用労働部によると、オーティスエレベーター江北地域本部で働いていたAさん(27)が、23日午後1時20分頃、ソウル西大門区のマンションのエレベーターが故障という知らせを受け、修理作業中に約20m下の床に落ちて死亡した。

Aさんが事故の直前に同僚に「一人で作業するのが大変だから助けて欲しい」という内容の携帯メールを送っていたことが確認された。その後に現場を訪れた同僚が、Aさんが作業していた7階に着いたがAさんは見当たらず、探したところ、地下2階でAさんを発見し、119に通報した。

産業安全保健基準に関する規則162条は「事業主は、事業場で昇降機の設置・組立・修理・点検または解体作業をする場合、作業を指揮する人を選任し、その人の指揮下で作業を実施すること」と規定している。修理作業の際には、「二人一組」でなければならないということだ。

労働部は事故内容を確認した後、作業中止の措置を執り、事故の原因、産業安全保健法と重大災害処罰法違反の有無などについて調査している。

産業安全保健公団によれば、2018年から昨年10月までに、エレベーターの設置・メンテナンス工事中の事故死亡者は38人だった。政府は2020年にはエレベーター業界での不正契約慣行、不法下請けなどで下請け労働者の死亡事故が続いたため、関係部署合同の対策も発表している。2023年6月25日 京郷新聞 キム・ジファン、キム・ソニイ記者 (翻訳：中村猛)

前線から

時効寸前の労災遺族補償請求、中皮腫死亡の電気工

大阪

本年3月下旬、事務局の片岡から電話が掛かってきた。4月5日に石綿被害の相談者が安全センター事務所に来られるので、一緒に相談内容を伺って、対応策を検討したいという電話であった。片岡はすでにその段階で相談に乗っていたもの。

4月5日当日、事務所に被災者の奥さんと長女さんが来られた。

相談を伺うと、平成30年9月にご主人は中皮腫でお亡くなり、当時は救済法の申請・支給はされたものの、労災保険は全く手続きしていなかった。相談に来られた時点で休業補償の時効が成立しており、本年9月には遺族補償年金が時効を迎えようとしていた。まずは労災保険が適用できるか職歴を伺うと、A商會に2年、B電業に4年、T電設株式会社に42

年（社名変更しN電設株式会社）以降は独立して自営で電気工事全般を行っていたとのことであった。奥さんは自営業での経理を行っており、労災保険の特別加入制度には加入していないとのことだった。労災保険の対象の会社はN電設株式会社と特定、業務内容を伺ったが、亡くなったご主人は仕事の内容等はあまり話さなかったようで、内容は不明とのこと。会社の社長も若いので現場には出ていなかったようで、業務内容が全くわからず、同僚もいないとのことであった。一般的な電気工の業務内容を調べることに、今後の予定について検討を行った。①遺族補償請求書（様式12号）への事業主証明の依頼、②戸籍謄本、住民票、死亡診断書、厚生年金の職歴表の入手、③CT及びレントゲンフィルムの入手、④石

綿救済法認定通知等の資料等の準備することとした。

後日、N電設株式会社に電話を入れ、用件を説明した上で、4月14日午前11時に社長とお会いすることになり、長女さんと会社前で待ち合わせ社長と面会した。

やはり予想どおり、社長はあまり現場に出ていないとの事で、詳しい業務内容について全く知らず、私が作成した資料を参考の上、一般的な電気工の業務内容をまとめて資料を社長に手渡し、理解を求め一方、事業所証明の記載・押印をいただいた。

監督署へ提出する全ての書類の点検を行い、4月20日大阪南労働基準監督署へ遺族補償年金の申請を行い、同時に経緯の説明を行った。本年10月には結果が出されるであろう。その結果をもとに、建設アスベスト給付金の手続きを行う予定である。

以下は、N電設株式会社に提出した資料である。

一般的な電気工の業務内容

1. 電気工が行う天井内の配管、配線作業において

は、鉄骨造り及び鉄筋コンクリート造りのいずれの場合であっても石綿吹付材や吹付石綿建材が使用されており、電気工は、これらの吹付作業後、吹付材が乾燥するのを待ってから、石綿含有吹付材がむき出しの状態のまま、天井内の配線、配管作業を行う。

2. 配管作業においては、吹付材に覆われたデッキプレートに取り付けられたインサートを露出させたり、アンカーボルトを取り付けるために、手やドライバーで吹付材をこそげ落とす必要があり、また、H鋼の梁にパイラックを取り付ける際には該当部分の吹付材を取り除く作業が必要となった。電気工が乾燥した吹

付材を手やドライバーでこそげ落とし取り除いたりする際には、吹付材が粉じんや小さな塊となって顔や身体の上に降りかかってくるため、否応なしに、石綿粉じんを大量に浴びることを余儀なくされていた。

3. 配線作業においては、吹付材が吹き付けられたH鋼の梁にセンターを固定するため、必要な部分の吹付材をはがす作業を行うが、その際にも大量の石綿粉じんに曝された。

4. 電気工は、上下階段又は梁や壁を貫通させた電気ケーブルを通すためにスリーブ入れを行うが、当該貫通部分には、石綿が含有された耐火仕切版や充填材を用いた耐火被

覆作業を行う必要があった。そのため、電気工は、耐火仕切版の切断時や充填材を詰める際に大量に発生する粉じんに曝されながら作業していた。

5. 照明器具を取り付ける際には、埋込型の照明器具の場合、本天井のボードに穴を開ける必要があった。そのため、電気工は開口作業の際、ボードを切断することによって発生する粉じんに曝されていた。

6. 電気工は建造物の内装工事等では、内装工・左官・大工・鉄筋工などと共同する作業のなかで、機密性の高い室内でテーリング（100%石綿含有）や内装材の切断等で石綿粉じんに曝されていた。

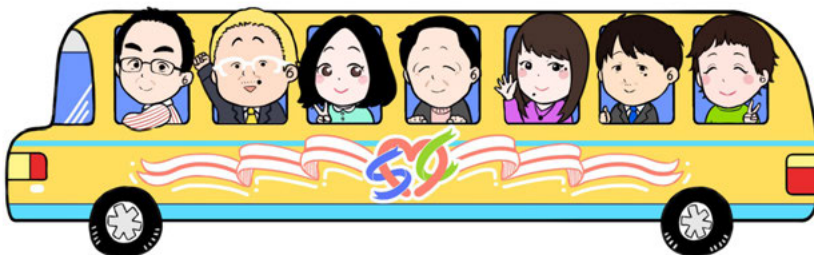
（事務局 林繁行）



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊



7月の新聞記事から

- 6/4** 平成26年3月から一昨年3月までに府動物愛護管理センターに707回電話し、1年間だけで1万83通ものメールを送った女性に対して、大阪府は一昨年6月、「電話し、面談を強要し、大声を出し、罵声を浴びせ、または質問に対する回答を要求してはならない」という判決を求め提訴した。大阪地裁は令和3年11月、府の請求を全面的に認める判決を出した。女性の控訴を受けた今年4月の大阪高裁判決は、電話を禁止する範囲は「業務上支障をもたらす態様で架電すること」との条件を付した。双方上告せず、高裁判決は確定した。
- 富山市の電気設備工事会社に勤める当時62歳の男性が、おとし、出血性胃潰瘍で死亡したのは長時間労働やストレスなどが原因だと、富山労働基準監督署が労災と認定していた。消化器系の病気で労災が認められるのは異例。男性は1986年から勤務し、定年後も再雇用され、2021年の12月に出血性胃潰瘍で死亡した。時間外労働は、死亡前の直近1か月がおよそ122時間。富山労働基準監督署は、5月に労災と認定した。
- 6/8** 2016年1月に長野県軽井沢町で大学生ら15人が死亡、26人が重軽傷を負ったスキーバス事故で、長野地裁は、業務上過失致死傷罪に問われた運行会社「イーエスピー」（東京都羽村市）社長に禁錮3年、運行管理者だった男性に禁錮4年の実刑判決を出した。検察は、被告は運転手が大型バスの運転に不慣れだったことを知りながら必要な実技試験や運転訓練をせず、「漫然と運転に従事させて事故を起こした」とした。
- 6/14** 大阪府は建設局総務部に所属する48歳の技能職員の男性が、2021年7月～9月、上司の頭や胸を殴り、熱湯を浴びせ、スタンガンを使用する暴行を行い、ケガをさせたなどとして、懲戒免職処分にしたと発表した。また、同じ中浜工営所に所属する57歳の技能職員は、2020年4月～2022年3月、3人の部下に、継続的にパワハラ行為を行い、うち1人は病気休職中。市はこの職員を停職3か月の懲戒処分にした。
- 岐阜市日野南の陸上自衛隊の射撃場で、男性隊員が自動小銃を発射し、3人がケガをして病院に運ばれ、うち2人が死亡した。銃で撃たれたのは、50代の男性隊員と、20代の男性隊員2人。自動小銃を発射した18歳の自衛官候補生の隊員は、その場で、殺人未遂の現行犯で逮捕された。
- 6/15** 学校法人追手門学院（大阪府茨木市）の元職員の男性3人が、職員研修で「腐ったミカン」と人格を否定する言葉で退職を迫られたのは違法だと訴えている裁判で、学院側が、原告側の請求のうち、職員としての地位確認を受け入れる「認諾」の手続きをとったことが分かった。裁判所の調書に記載されると、確定判決と同じ効力を持つ。
- 6/16** 大阪維新の会の横山幸幸幹事長（大阪市長）は、全所属議員を対象にハラスメント行為の実態調査を実施した結果、14件の申告があったと発表した。調査は、前府議団代表の笹川理府議（3日付で除名処分）が8年前に同僚の女性市議にハラスメント行為をしていた問題を受け調査していた。
- 6/20** 精神障害を労災認定する際の心理的負荷の基準に、カスタマーハラスメント（カスハラ）を受けたり、感染症にかかるリスクの大きい業務をしたり、といった事例が追加される見通しになった。基準に明記し認定に反映されやすくする狙いだ。事厚生労働省の有識者検討会がまとめた労災認定基準に関する報告書に盛り込まれた。
- 6/21** 厚生労働省は、2022年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の速報値を公表した。労災保険給付の請求件数は前年度比83件増の1,361件（石綿肺を除く）、支給決定件数は66件増の1,078件（同）だった。石綿肺の支給決定件数は前年度比3件減の61件だった。
- 6/22** 映画配給大手「東映」の元社員の女性が、ドラマ「相棒」の制作現場などでの性的ハラスメントや過重労働で精神疾患を発症したとして、中央労働基準監督署に労災申請した。19年12月から20年2月にかけて、60代の男性スタッフ2人からセクハラを受け、12日以上の連続勤務や1か月に143時間の時間外労働があった。女性は体調を崩し21年6月に休職。7月に適応障害の診断を受け、22年10月に退社した。東映側は2022年12月、弁護士による調査の結果、複数のセクハラ行為を認定。女性が会社側に訴えた際、相談を受けた社員や担当部署の対応が不適切だったことも認め、女性に対し謝罪した。
- 6/23** 甲賀広域行政組合消防本部（滋賀県甲賀市）が新型コロナウイルスのワクチン接種をしなかった職員を「接種拒否者」として廊下脇で勤務させ、扱いに耐えかねた職員が21年に退職した問題で、その後も接種を受けない意向を示した職員3人も退職していたことが判明した。ワクチンを接種しなかった全員が退職する異例の事態。
- 6/26** 鹿児島県枕崎市のかつお節工場で働いていた外国人技能実習生2人が、寮の環境が不当で仕事内容も条件と異なっていたなどとして、受け入れ団体に損害賠償を求めている。フィリピンからの20代と30代の2人の女性実習生で、2人は去年9月から「枕崎市水産物振興協同組合」が運営する寮にいたが、今年4月に失踪した。2人は、寮の広さが国の基準を満たしておらず、受け入れ先での仕事内容も事前の条件と異なる重労働だったなどと訴えている。
- 6/28** 東京ディズニーランド（千葉県浦安市）でキャラクターショーに出演していた契約社員の女性（42）が、上司からパワハラを受けた上、職場環境の改善を求めたのに放置されたとして、運営会社のオリエンタルランドに330万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、東京高裁は、女性側の請求を棄却し、同社の逆転勝訴とした。
- 6/30** 建設現場でアスベスト（石綿）を吸い込み肺がんなどを患った元労働者や遺族ら129人が、建材メーカー21社に損害賠償を求めた訴訟の判決が大阪地裁であり、裁判長は12社に対し、104人へ計約9億4290万円を支払うよう命じた。裁判長は、メーカーは少なくとも昭和49年には「石綿粉じんを浴びることで発病の危険性や回避手段を警告すべき義務があった」と指摘した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259